

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 河川砂防課

法令名	地すべり等防止法			法令番号	昭和33年法律第30号			
手続名	ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可			根拠条項	第42条第1項			
審査基準	1. 地すべり等防止法第18条第1項及び第2項、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）第5条による。 2. 「地すべり等防止法の施行について」（昭和33年5月27日33林野第6086号、建発河第90号、農林事務次官及び建設事務次官通達）の記の第八による。							
	受付機関	河川砂防課 (土木事務所)	処理機関	河川砂防課	交付機関	河川砂防課 (土木事務所)	標準処理期間 30日 標準経由期間 10日	目次 No.